

諮問番号：平成30年度 粕総情個第 9号

答申番号：平成30年度 答申第 2号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、「事故（事件）報告書」中の保護者への対応にあたった職員の職及び一部職員名（係長以上の職員名）のみ審査請求人の主張を一部認容とし、開示とすることが妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の2点を主張し決定の取り消し、全部の開示を求めている。

1. 「全国町村会総合賠償補償保険事故報告書（以下「報告書」という。）」中担当者名及び「事故（事件）報告書」中記入者、学校教育課職員及び支援員は、粕屋町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2号ウに規定する「地方公務員」であり、不開示は明らかに条例に違反すると主張する。
2. 「報告書」中加害児童名について審査請求人は、学童保育所支援員から、加害児童名を告げられており、その上で、当該加害児童の保護者に審査請求人の連絡先を教えることへの承諾について連絡を受けており、かつ、直接加害児童及びその保護者により、謝罪を受けているため、条例第15条第2号アに該当することは明らかであり、違法な処分として取り消されるべきであると主張する。

2 処分庁の主張

処分庁は、次の理由により、「事故（事件）報告書」中の保護者への対応にあたった職員の職及び一部職員名（係長以上の職員名）のみ審査請求人の主張を一部認容し、開示するとしている。

個人情報開示請求については、条例及び粕屋町個人情報保護条例施行規則に沿って実施している。

1. 審査請求人は、「報告書」中担当者名及び「事故（事件）報告書」中記入者、学校教育課職員及び支援員は、条例第15条第2号ウに規定する「地方公務員」であり、不開示は明らかに条例に違反していると主張しているが、条例第15条第2号ウは、開示請求者以外の個人に関する情報の不開示についての例外規定として「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定しており、「氏名」については規定していない。よって氏名について条例に基づき、個人情報として不開示と判断したものである。ただし、「事故（事件）報告書」中において、学校教育課職員の「当該公務員等の職」の記載が含まれており、この部分についても不開示としていたが、職名については条例第15条第2号ウに基づき開示する。また職員名に関して一部は係長職以上

の者であり、当町では、係長職以上の場合、職名と職員名は公表する慣行があるため、該当する職員名についても開示する。

- また、「報告書」中加害者氏名について審査請求人は、「学童保育所支援員から、加害児童名を告げられており、その上で、当該加害児童の保護者に審査請求人の連絡先を教えることへの承諾について連絡を受けており、かつ、直接加害児童及びその保護者より謝罪を受けているため、条例第15条第2号アに該当する」として、不開示としたことの取り消しを主張しているが、条例第15条第2号アは、開示請求者以外の個人に関する情報の不開示について、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報はその例外であると定めているものである。学童保育所での生活において、今回のような事故が発生した場合、それぞれの保護者に報告をすること及び承諾を得た上で連絡先を伝えることは、個々の事故への対応として通常行っている。しかしながら、これにより審査請求人が知り得た情報であったとしても、それが個別的な事例によって知り得た場合である限り慣行にはあたらないとするという「厚生労働省の行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の審査基準」を準用し、慣行にあたらないと判断する。よって、条例第15条第2号アにある慣行に該当するという審査請求人の主張はあらず、条例に基づき不開示とする。

第3 調査審議の結果

平成30年7月26日 諮問書受理

平成30年9月25日 審議

第4 審査会の判断

審査会として、審査請求人の主張及び処分庁の主張を法令解釈に則り慎重に審議した結果、第1審査会の結論のとおり判断する。

なお、審査会委員の補足的意見ではあるが、今回処分庁が行った不開示の判断は、学童保育所指導員を含む保育従事職員が、全国的に不足しており、その労働環境を擁護する必然性が認められること、また加害者が幼い児童であり、その将来を最大限おもんばかる必要があることから、十分理解できる。ただし処分庁は事故が発生したことを真摯に反省し、怪我をした児童と家族には今後も誠意を持って対応することは言うまでもなく、今回に限らず今後、事故が発生した際の初期対応を適切に行い、安全性の高い保育が行われるように業務の検証及び見直しを行うように努めることを強く希望する。

平成30年10月29日

粕屋町個人情報保護審査会

委員 和智 公一

委員 古賀 衛

委員 曾根崎 加代子